

公益財団法人沖縄県スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第6号に基づき、沖縄県のスポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で推奨に値するものの表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は次のとおりとする。但し公認スポーツ指導者等の表彰は別に定める。

(1) スポーツ功労賞

永年にわたり沖縄県スポーツ界の発展に尽力し、その功績が顕著で推奨に値する業績があった者。

(2) 感謝状

本県のスポーツの振興に貢献し、その功績が高く評価される個人及び団体。

(3) 国民スポーツ大会賞

国民スポーツ大会において、優秀な成績を収めた個人、チーム、監督及び競技団体。

① 沖縄県知事賞・沖縄県知事特別賞

国民スポーツ大会において極めて優秀な成績を収めた個人、チーム及び競技団体。

② 優秀競技者賞

国民スポーツ大会において優秀な成績を収めた個人及びチーム。

③ 優秀監督賞

国民スポーツ大会において、極めて優秀な成績を収めた個人及びチームの監督。

(4) 最優秀競技者賞

当該年において最も優秀な成績を収めた者。

(5) 優秀競技者賞

各種競技会（国民スポーツ大会を除く）において、優秀な成績を収めた者及びチーム。

(6) 優秀指導者賞

競技者の発掘育成及び技術指導に携わり優秀な競技者の育成に尽力し、その功績が顕著で推奨に値する業績があった者。

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が行う。ただし、第2条（3）の①の沖縄県知事賞・沖縄県知事特別賞については、沖縄県知事が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。表彰状及び感謝状には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の対象期間)

第5条 第2条の（3）から（6）の表彰の対象期間は、毎年1月1日から12月31日とする。

(表彰の期日)

第6条 表彰の期日は、次のとおりとする。

2 第2条の（1）、（4）、（5）、（6）については、翌年の本会が主催する行事等と関連して行う。

3 第2条の（2）については、理事長が必要と認める場合に随時行う。

4 第2条の(3)については、国民スポーツ大会後に行う。

(表彰者の推薦)

第7条 本会加盟団体会長は、第2条各号(ただし、(3)の国民スポーツ大会賞は除く。)の一に該当する者及びチームがあると認められるときは、これを本会理事長に推薦することができる。

(推薦期日及び様式)

第8条 推薦期日は、本会理事長が指定する期日までに所定の様式により行う。

(審査部会)

第9条 本会に表彰審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、部会長及び審査員で組織する。
- 3 部会長は、副会長(理事長が指定する)を充てる。
- 4 審査員は、専務理事、常務理事(総務委員2名、指導者育成委員1名、競技力向上対策委員1名)を充てる。

(審査部会の運営)

第10条 部会長は、会務を総理し、審査部会を代表する。部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した審査員がその職務を代理する。

- 2 部会長は、審査の結果を理事長に報告し決裁を受けるものとする。

(表彰名簿)

第11条 事務局長は、表彰を受けた者について受賞者名簿に記載するものとする。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和35年12月17日から施行し、昭和35年11月29日から適用する。
- 2 この規程は、昭和42年 6月21日から施行する。
- 3 この規程は、昭和50年 5月15日から施行する。
- 4 この規程は、昭和60年10月 9日から施行する。
- 5 この規程は、昭和63年 9月13日から施行する。
- 6 この規程は、平成 元年 7月18日から施行する。
〔財団法人沖縄県体育協会優良スポーツ団体表彰要項(昭和31年9月20日付)は廃止する。〕
- 7 この規程は、平成10年 3月20日から施行する。
- 8 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 9 この規程は、平成12年 8月 8日から施行し、知事賞、知事特別賞をおく。
- 10 この規程は、平成14年 3月22日から施行する。
- 11 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 12 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 13 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 14 この規程は、令和 6年 6月 19日から施行する。

公益財団法人沖縄県スポーツ協会表彰規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）公益財団法人沖縄県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）第12条の規定により審査基準及び選考基準に関して必要な事項を定める。

(審査基準)

第2条 表彰の審査は、次の各項の基準に基づいて行う。

(1) スポーツ功労賞：次の各号の一に該当するもの。

- ① 本会役員（理事長、副会長、理事）及び加盟団体において役員（会長、副会長、理事）として20年以上の実績を有し、年齢が満55歳以上であること。
- ② 本会の理事長職及び加盟団体の会長職を10年以上歴任し、その業績が推薦に値すると認められ、満55歳以上であること。

(2) 感謝状：次の各号の一に該当する者及び団体。

- ① 本県のスポーツ振興のための助成事業等で顕著な実績のあった者及び団体。
- ② その他本会理事長が必要と認め推薦された者。

(3) 国民スポーツ大会賞：次の各号の一に該当する者及びチーム。ただし、①②については、公開競技を除く。

- ① 沖縄県知事特別賞
国民スポーツ大会において、同一競技で3年以上連続して優勝した者、チーム及び競技団体。
- ② 沖縄県知事賞
国民スポーツ大会において、種目別に優勝した者及びチーム。
- ③ 優秀競技者賞
国民スポーツ大会において、8位以内に入賞した者及びチーム。
- ④ 優秀監督賞
国民スポーツ大会において、種目別に優勝した個人及びチームの監督。

(4) 最優秀競技者賞：細則の(3)②及び(5)の中から最も優秀な成績を収めた者又はチーム。

(5) 優秀競技者・チーム賞：国民スポーツ大会を除く次の各号の一に該当する者及びチーム。

- ① オリンピック・世界選手権大会に日本代表として出場した者。
- ② 全国規模の大会で優勝した者及びチーム。
- ③ その他（上記①以外）の国際競技大会に日本代表として参加し3位以内に入賞した者及びチーム。

(6) 優秀指導者賞

競技者に対し、2年を超える指導歴を有して育成した選手又はチームが第2条の(3)の①及び②、(4)、(5)の成績を収めた指導者。ただし、中学生及び高等学校生の指導者については、1年を超える指導歴とすることができる。

(7) 前各号に規定するものは、何れも本会加盟団体に登録されている者及び本県のスポーツの振興に貢献した者

(選考基準)

第3条 選考の実施については、次の事項を適用する。

- (1) スポーツ功労賞は一回限りとする。
- (2) 国民スポーツ大会賞の各賞について重複授与はしない。

- (3) 優秀競技者・チーム賞、最優秀競技者賞は、児童、シニア、マスターズ等を除く。
- (4) 陸上競技・水泳競技のリレー種目及びペア競技種目等は個人競技とみなす。
- (5) 全国規模の大会とは、日本スポーツ協会加盟団体及び全国を統括する学校体育団体が主催する全国大会、実業団大会、社会人大会を含む。
- (6) 選手権大会に年齢別を設けるものは対象としない。(ただし、国際競技大会は、その限りでない。)
- (7) 生涯体育の一環とみなす全国大会は対象としない。
- (8) その他の国際競技大会とは、ジュニア世界選手権大会、アジア大会、ユニバシアード大会、ヨーロッパ選手権大会等の大会。
- (9) 国際競技大会で、親善や強化を目的とした大会及び遠征等の国際交流大会は対象としない。

附 則

- 1 この細則は、昭和35年12月17日から施行する。
- 2 この細則は、平成 元年 7月18日から施行する。
- 3 この細則は、平成10年 3月20日から施行する。
- 4 この細則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 5 この細則は、平成12年 8月 8日から施行する。(知事賞、知事特別賞をおく。)
- 6 この細則は、平成14年 3月22日から施行する。
- 7 この細則は、平成19年 1月30日から施行する。(受賞対象の見直し。)
- 8 この細則は、平成22年10月21日から施行する。(優秀指導者賞、指導歴の見直し。)
- 9 この細則は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 10 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 11 この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 12 この細則は、令和 6年 6月 19日から施行する。

選 考 基 準

1. 最優秀競技者賞は、個人又はチームの中から「ひとつ」とする。
2. (4) のペア競技等とは、ボート・カヌー・なぎなた演技等をいう。
3. (6) の「国際競技大会はその限りでない」とは、U19、U20、等の年齢の上限を設けた、サッカー・ハンドボール等の国際競技大会をいう。